

第1回中央港湾団交、要求書を提出 港湾の安全・安心につながる賃上げを!

14年度労働条件改善に関する要求書

- 雇用と就労の安定、港湾運送と港湾労働の秩序維持について
 - 雇用・職域を確保する課題について
 - 産別協定第7条に基づき、「港湾倉庫」を含め港湾労働については、港湾運送事業者に雇用された常用港湾労働者の就労を原則とした港湾労働秩序を確立すること。
 - 中央事前協議制度の拡充について（産別協定58条5項の改定）
 - 産別協定第7条にもとづき、第58条5項に定める事前協議制度について、同(2)項を「荷主、メーカー等が、港頭地区に進出する件」と改定すること。
 - 通関制度の規制緩和・AEO制度の広がりに対し、沿岸荷役作業・検査業務（検数・検定）を確保するため、これ以上の通関行政の規制緩和に反対し、業域確保を関係行政に働きかけること。
 - 適正料金の確保と適正料金支払いについて
 - 元請事業者は、適正料金を確保し、産別協定をはじめとする諸労働条件と賃金引上げを担保する、適正な下払いを專業者（荷役事業・検数・検定・関連）に実施すること。
また、個別単組（企業内労組）の産別制度要求と独自要求を統合した賃上げ要求に対し、これに資する料金収受と環境整備、並びに賃上げの内部指導を行うこと。
 - 料金研究ワーキンググループの議論の到達点に立って、認可料金体制への移行を行政等に働きかけ、その実現を図ること。
 - 元請事業者は、適正料金を確保し、港湾福利分担金（元請負担分）について、減額分(1円)を完全復活させること。
 - 三島川之江港の指定港化に向け、当該港の特別会員店社を指導し、国土交通省に指定港化の決断を働きかけること。
 - 関連専業の労働環境の整備・事業基盤の強化をめざし、整備部会との意見交換会を通じて、課題の促進を図ること。
 - 港湾労働諸条件に係る産別協定の改定について
 - 産別制度賃金の引き上げと適用拡大、水準到達について
 - あるべき賃金（産別協定第57条第1項）を、別添の賃金表の通り改定すること。
 - 標準者賃金（産別協定第57条第2項）を264,600円とし、当該労働者の賃金を到達させること。また、標準者賃金は、基準内賃金として適用すること。
 - 産別最低賃金（産別協定第57条第3項）を、月額で192,200円、日額で9,150円、時給で1,300円とすること。また、適用は全ての指定港、港に働くすべての労働者とすること。
 - 基準賃金（産別協定第21条）を、40歳/373,200円とし、適用は、全港・全職種とし、この水準に到達させること。
 - 週休二日制（産別協定第29条1項）を全港・全職種に適用し、その措置に伴い、産別協定第同2項及び3項を削除すること。
 - 時間外割増率の設定及び時間外算定基礎分母の改定について
 - 時間外割増率を、平日半夜=50%増、平日深夜・休日=100%増、休日半夜=150%増、休日深夜=200%増とし、適用対象は、全港・全職種とすること。
 - 時間外算定基礎分母（産別協定第22条/57条4項）を150時間に改定し、適用対象は、全港・全職種とすること。
 - 港湾労働者の定年を、65歳とすること。
 - 港湾労働者年金制度の改善について
 - 年金額を、年375,000円（安定協会の助成は225,000円）とし、離職後10年の有期支給の制度に改定すること。
 - 年金受給期間中に死亡した場合、受給期間の残余年数に応じ満額（現行の375万円）を受け取れるよう、遺族見舞金制度を改定すること。
 - 年金受給資格を、勤続18年以上で引き続き勤務し、退職時満55歳より離職時までに達した者を有資格者とするよう改訂すること。
 - 改定した制度の適用は、制度施行日以降に裁定を受けた受給権者からとし、既存の受給者には適用しない。
 - 以上の港湾年金制度改定に合意し、制度の運営主体である一般財団法人港湾労働安定協会に制度改定を申し入れ、規定の改定を進めること。
 - 安全な職場、労働環境の整備について
 - 放射線量検査及び当該港湾作業に就いた港湾労働者の健康診断について、安全専門委員会で検討すること。
 - 港湾貨物運送事業労働災害防止協会とも連携して「危険物・有害物事前連絡表」の作業前通知の徹底を図ること。また、危険物・有害物の取り扱いに関する整合性（海上運送・港湾運送・陸上運送）を図るよう、行政に申し入れ、法律改正も含む対策をとること。
 - 政府の諸政策に係る労使共同の努力方向について
 - 労働法制の規制緩和、とりわけ港湾労働への一般派遣の導入の企てに対しては、労使共通の課題と位置付け、反対の立場で対応すること。
 - 特例港湾運営会社に関し、港運事業への参入に反対し、当該会社が産別協定や港湾労使の慣行（ルール）を順守するよう対応すること。
 - 港頭地域の津波対策を中央・地方の関係行政に働きかけ、その実現を図ること。また、B C P（ビジネス・コンティニュー・プラン）にもとづく具体的な対応について、訓練も含めて当該労働組合と協議を行い、より効果あらしめるよう取り組むこと。
 - 石綿被害の「一義的責任は国にある」との労使共通の立場から、救済制度への国庫助成など、具体的な措置を講ずるよう行政に働きかけ、その実現を図ること。
 - 継続課題の協議促進について
 - 港湾労働法の全港・全職種適用めざし、港労法問題労使検討会の協議を促進すること。
 - 地区協議体制の確立について、各地区港運協会への協議体制確立の指導を強め、地区団交権の確立をはかること。
 - 強風・突風時のガントリークレーンの逸走等から、港湾労働者の安全を確保するため、現場判断を最優先とする安全対策を、労使安全専門委員会で検討すること。

以上

に負担がかかつてくるようになる。給料は変わらないのに物価が上がる。今の生活水準を守るために節約をするしかなく個人消費は落ち込み、上向きだつた景気が腰折れしてしまつ。この「増税による景気の腰折れ」が、消費税が3%から5%になった時にあつたのだ。そうならないためにも、一四春闘での大幅賃上げと、それを国がチェックする体制の強化を徹底的に行わなければならない。

小零細大企業様々な企業に経営状態を調査し、『景気が良い』と答えた企業から『景気は悪い』と答えた企業を差し引いた指數で、企業の景気動向を示す指數となる▼消費税が3%分がることで、我々の生活にはどのような影響が出るのか。年収三〇〇万円で約六万円、年収八〇〇万円で約十萬円。年間でこれだけ生活

二〇一四年四月より、消費税が5%から8%に増税される▼一九八九年に消費税3%が誕生し、一九九七年には5%へ。そして、今回は実に十七年ぶりの増税となる▼増税のタイミングは景気が上向きの時に行われる▼では、今が増税するのにふさわしい時期なのか。景気上向きのタイミングだと判断された理由は、年四回実施される全国企業短期経済観測調査（銀短観）の回答だ▼日銀短観とは、民間企業（中



モ樽

二〇一四年
四月より、消